

平成 2 2 年第 3 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 9 月 3 日～ 9 月 2 7 日：2 5 日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9 月 3 日	金	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 承認第 7 号・第 8 号 3. 認定第 1 号～第 1 1 号 4. 議案第 3 5 号～第 4 7 号 5. 陳情の件 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
9 月 4 日	土	休 会		
9 月 5 日	日	休 会		
9 月 6 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 認定第 1 号～第 1 1 号 3. 議案第 3 5 号～第 4 7 号 [委員会付託・質疑・討論・採決]
9 月 7 日	火	休 会	委 員 会	
9 月 8 日	水	休 会	委 員 会	
9 月 9 日	木	休 会	委 員 会	
9 月 1 0 日	金	休 会	委 員 会	
9 月 1 1 日	土	休 会		
9 月 1 2 日	日	休 会		
9 月 1 3 日	月	休 会	委 員 会	
9 月 1 4 日	火	休 会	委 員 会	
9 月 1 5 日	水	休 会	委 員 会	
9 月 1 6 日	木	休 会	委 員 会	
9 月 1 7 日	金	休 会	委 員 会	
9 月 1 8 日	土	休 会		
9 月 1 9 日	日	休 会		
9 月 2 0 日	月	休 会		
9 月 2 1 日	火	休 会	委 員 会	
9 月 2 2 日	水	休 会	委 員 会	
9 月 2 3 日	木	休 会		
9 月 2 4 日	金	休 会	委 員 会	
9 月 2 5 日	土	休 会		
9 月 2 6 日	日	休 会		
9 月 2 7 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 認定第 1 号～第 1 1 号 2. 議案第 3 5 号～第 3 8 号・第 4 0 号 3. 議案第 4 2 号～第 4 7 号 4. 意見書案第 1 5 号～第 2 0 号 5. 陳情の件 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 3 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 2 年 9 月 3 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から 6 月 2 9 日、7 月 1 3 日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 病 院 事 業 会 計 平成 2 1 年度 3 月分
- (2) 水 道 事 業 会 計 平成 2 1 年度 3 月分

2. 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長から 8 月 2 3 日付で受領した。

記

- (1) 中間市文化振興財団
 - ・平成 2 1 年度決算書及び事業報告書
 - ・平成 2 2 年度予算書及び事業計画書

3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 1 年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を市長から 8 月 2 7 日付で受領した。

4. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を教育長から 8 月 1 7 日付で受領した。

(意見書の提出)

平成 2 2 年 6 月 2 4 日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付で送付した。

記

- (1) 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成22年 第3回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成22年 9月 3日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成22年 9月 3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 認定第1号 平成21年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第3号 平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第4号 平成21年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第6号 平成21年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成21年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成21年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第10号 平成21年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第14 認定第11号 平成21年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第4～日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第35号議案 平成22年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第16 第36号議案 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

日程第 17 第 37 号議案 平成 22 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 第 38 号議案 平成 22 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（日程第 15～日程第 18 提案理由説明）

日程第 19 第 39 号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例

日程第 20 第 40 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例

日程第 21 第 41 号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第 22 第 42 号議案 中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 23 第 43 号議案 中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（日程第 19～日程第 23 提案理由説明）

日程第 24 第 44 号議案 財産の処分について

（日程第 24 提案理由説明）

日程第 25 第 45 号議案 中間市道路線の廃止について

日程第 26 第 46 号議案 中間市道路線の認定について

日程第 27 第 47 号議案 中間市道路線の変更について

（日程第 25～日程第 27 提案理由説明）

日程第 28 陳情の件

日程第 29 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君

17番 片岡 誠二君

18番 下川 俊秀君

19番 米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	成光 嘉明君
市民部長	………	白尾 啓介君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
福祉事務所長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	三島 秀信君
教育部長	………	小島 一行君	上下水道局長	………	永野 博之君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
総務課長	………	柴田精一郎君			
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君			
人権男女共同参画課長	………				松本 和幸君
こどもと福祉の課長	………				白橋 宏君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	木森 光彦君
土木管理課長	………	後藤 哲治君	都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君
生涯学習課長	………	山崎 淳子君	市立病院課長	………	芳野 文昭君

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君

次長 小田 清人君

書記 岡 和訓君

書記 江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。

これより、平成22年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月27日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は25日間と決しました。

日程第2. 承認第7号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、承認第7号の専決処分を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第7号平成22年度中間市一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、本年7月13日から14日にかけての集中豪雨に伴うもので、早急に復旧する必要がある経費等につきまして、7月23日付で専決処分をしたものでございます。

本市におきましては、12日の午前2時からの降り始めの総雨量が260ミリに達しておりまして、水防警戒本部及び水防本部を設置し、警戒等に努めたところでございます。幸いにも人的被害はなかったものの、市内の数カ所で、道路冠水や、法面に亀裂が生じるなどの被害が発生したため、早急に復旧作業や応急処置などを行っております。

さて、補正予算の主な内容でございますが、災害時における応急対策業務に関する協定

書に基づきまして、中間市災害対策協力会に対しまして協力要請をしました仮復旧等の費用として130万円、今後の災害発生時に迅速に対応するための消耗品費として40万円、冠水した遠賀川河川敷グランド7カ所の整備工事費といたしまして940万円、市内2カ所の公園復旧工事費といたしまして230万円となっております。

このような歳出の財源としまして充当いたします歳入につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合に積み立てております災害用基金を充て、歳入歳出とも1,520万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ160億5,830万円とするものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は、承認することに決しました。

日程第3．承認第8号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、承認第8号の専決処分を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第8号中間市児童センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に

より、ご報告を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市児童センター・リンク新築移転工事が、平成22年7月30日に竣工し、同施設を8月1日から供用開始したことに伴いまして、7月31日付で専決処分としたものでございます。

改正の内容といたしましては、同施設の位置を移転先の位置に改正するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第8号は、承認することに決しました。

日程第 4. 認定第 1号

日程第 5. 認定第 2号

日程第 6. 認定第 3号

日程第 7. 認定第 4号

日程第 8. 認定第 5号

日程第 9. 認定第 6号

日程第 10. 認定第 7号

日程第 11. 認定第 8号

日程第 12. 認定第 9号

日程第13. 認定第10号

日程第14. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、認定第1号から日程第14、認定第11号までの平成21年度各会計決算認定11件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

認定第1号から認定第9号まで、これにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額は、翌年度繰越明許費繰越額の840万円を含み、6億4,570万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が42億2,020万円となり、前年度の44億3,990万円と比較をいたしまして2億1,970万円の減収となっており、長引く景気低迷の影響を受けております。

また、一方の歳入の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと48億6,620万円となり、前年度と比較いたしまして7,350万円の増額となっております。

さらに、地方債の借入額では総額13億9,930万円となっており、主な起債借り入れといたしましては、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債といたしまして6億10万円、退職手当債としまして3億6,480万円、その他学校教育施設等整備事業債など4億3,440万円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、人件費につきましては、新規採用者数の抑制による職員数の減、地域手当引き下げ及び給与改定等に伴う期末勤勉手当の減額などで、前年度と比較いたしまして2億370万円の減額となっております。

また、本年度も市長・副市長・教育長の特別職の給料削減や、一般職の管理職手当削減などを引き続き実施いたしております。

民生費につきましては、扶助費において、厳しい雇用情勢の中、生活保護費が前年度より1億7,940万円の増額となっており、民生費全体における扶助費は、前年度と比較いたしまして2億2,550万円の増額となっております。

衛生費につきましては、平成21年4月から妊婦健診の公費負担を6回から14回に拡充したことや、保健センターの人件費を民生費から移款したことなどで、衛生費全体の決算といたしましては、前年度と比較いたしまして8,880万円の増額となっております。

労働費につきましては、国の施策でございます緊急雇用対策事業や、ふるさと雇用再生事業を実施し、地域における雇用確保を推進したため、労働費全体で4,960万円の増額となっております。

農林水産業費につきましては、旧福祉センター跡地に建設予定の、仮称でございますが、地域交流センターの建物実施設計委託料や、債券運用しております、かんがい揚水施設管理運営基金積立金などで、決算では940万円の増額となっております。

商工費につきましては、地域経済の活性化対策の事業といたしまして、プレミアム付商品券発行に伴う中間商工会議所に対する補助金750万円、昭和町商店街に街路照明灯設置補助金700万円を交付したことによりまして、決算におきまして1,800万円の増額となっております。

土木費につきましては、道路橋りょう費において御館通谷線法面崩壊防止事業や、砂山中底井野線道路改良事業などによりまして、前年度と比較いたしまして2億5,600万円の増額、都市計画費においては、塘ノ内砂山線街路事業の終息によりまして、前年度と比較いたしまして3億740万円の減額となり、土木費全体では6,120万円の減額となっております。

消防費につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業といたしまして、空気呼吸器や空気ボンベを購入し、また、高規格救急自動車の更新を行い、消防設備の充実を図っております。

教育費につきましては、引き続きまして小学校のトイレの改修工事を行うとともに、中間東中学校校舎の耐震補強工事など、学校教育環境の整備を行い、教育費全体の決算におきましては、前年度と比較いたしますと1億580万円の増額となっております。

災害復旧費につきましては、平成21年7月の中国・九州北部豪雨により、市内4カ所の公園復旧工事費と市民グランド復旧工事費としまして1,070万円の支出をいたしております。

以上が、一般会計の決算の概要でございます。

そのほか、特別会計につきましては、ご報告を申し上げます。

特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入歳出差し引き7億3,290万円の歳入不足となっておりますが、この中から前年度繰上充用金を除きますと、単年度収支では2,250万円の黒字決算となっております。

この主な要因といたしましては、本市の被保険者1人当たりの医療費の伸び率が県平均を下回っており、医療費抑制の成果としまして、5,360万円の県補助金が交付されたことによるものでございます。

累積赤字の解消に向けましては、今後も特定健康診査を初めとする保健事業の充実、医療費の適正化及び収納率の向上などを積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

住宅新築資金等特別会計におきましては、貸付金の回収について引き続き最大限努力をいたしておりますが、歳入歳出差し引き6億1,280万円の歳入不足となっております。今後も償還金の納入促進を最大の課題といたしまして、努力をして不足額の解消を図って

まいりたいと思っております。

地域下水道事業特別会計におきましては、中鶴地区、曙地区の下水処理場等を維持管理する経費が主なものでございまして、歳入歳出差し引き 390 万円の黒字となっており、公共下水道事業特別会計におきましても、歳入歳出の差引額は 190 万円の黒字決算となっております。公共下水道につきましては、大辻蓮花寺幹線を初め、垣生地区・中央地区・中尾地区など市内 29 地区で下水道整備を行い、普及率は 53.8% に達しておりますが、今後も下水道普及に向けて事業推進に努めてまいり所存でございます。

老人保健特別会計におきましては、歳入歳出差し引き 40 万円の黒字となっております。老人保健制度は、後期高齢者医療制度の開始によりまして廃止となっておりますが、医療費負担金などの超過受け入れがあったことによる医療費精算のため、平成 22 年度までの設置となっております。

次に、公共用地先行取得特別会計におきましては、新たな用地の取得はなく、前年度と同じ 670 万円の決算となっております。

介護保険事業特別会計の保険事業勘定におきましては、本年度は歳入歳出差し引き 4,610 万円の黒字決算となっておりますが、保険給付費につきましては、前年度と比較いたしますと 8.2% の増となっております。この主な要因といたしましては、介護報酬のプラス 3% 改定、認定者数の増加及び各サービスに対するニーズが増大したことによるものでございます。

また、サービス事業勘定におきましては、介護予防ケアプラン作成に伴うもので、年間給付管理件数は 8,492 件であり、歳入歳出差し引き 240 万円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計におきましては、歳入の主なものといたしまして被保険者からの保険料であり、また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

決算額につきましては、歳入としまして 6 億 1,910 万円、また、歳出といたしまして 6 億 790 万円で、歳入歳出差し引きは 1,120 万円の黒字となっております。これは市町村会計においては、出納整理期間中である 4 月及び 5 月に納付された保険料を平成 21 年度会計において受け入れるためでございます。

なお、その間に納付されました 1,120 万円は、平成 22 年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に支出することになっております。今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心・信頼の医療の確保と予防医療を進めつつ、医療費適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

以上が、各会計の決算でございます。

最後に、平成 21 年度普通会計決算における財政状況でございますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 97.1% で、前年度と比較いたしまして 0.8 ポイント改善いた

しております。

これは、歳出において、新規職員採用者数を抑制し、業務の効率化を図ることで職員人件費２億４２０万円減額をしましたが、厳しい雇用情勢による生活保護費の増額など扶助費が大幅に増えるなど、義務的経費総額では前年度と比較いたしまして８，９００万円増額しましたが、歳入におきまして、普通交付税や臨時財政対策債の増額などによりまして改善したことが主な要因と考えております。

しかし、いずれにいたしましても高水準にあることには変わりはありません。今後とも行政の効率化を図りまして経費の抑制に努め、行財政改革に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見書をつけ、議会の認定に付すものでございます。

なお、地方自治法第２３３条第５項及び第２４１条第５項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出いたしております。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認定第１０号平成２１年度中間市水道事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出におけます総収益につきましては１０億３，８７４万４，０９１円となり、前年度と比較をしますと８９９万３，０９０円の減額となっております。これに対する総費用といたしましては９億９，３７７万４，１５０円となり、前年度と比較をしますと３，６６０万７，６３１円の減額となっており、当年度の純利益は４，４９６万９，９４１円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては２億３，３６２万８，２００円で、これに対する総支出は５億６７４万３１５円となり、差し引き２億７，３１１万２，１１５円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんをいたしております。

次に、平成２１年度の給水状況につきましては、給水戸数は２万７，７３６戸で、前年度より１６０戸増加しておりますが、給水人口につきましては６万５，５２１人で、前年度より４５７人減少いたしております。また、有収水量は６３５万８，４８１立方メートルで、前年度より７万２９８立方メートル減少いたしております。

近年は給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせて、生活様式が多様化する中で、節水意識の高まりなどによりまして、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。

また、良質な水道水質の維持、向上に向けては、施設の維持、改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしている中では、それら

の費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されておりますが、より一層効率的経営のもと健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいる所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定により、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出いたしております。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認定第11号平成21年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきまして、ご説明をいたします。

まず、収益的収支につきましては、病院事業収益17億7,179万2,348円に対しまして、病院事業費用は17億9,498万6,455円となり、単年度収支におきまして2,319万円の純損失となっております。このため、前年度繰越欠損金の6億5,648万円に当年度純損失を加えました6億7,967万円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入5,530万1,000円に対しまして、支出は7,822万3,130円となり、これによる差し引き不足額2,292万円につきましては、繰越損益勘定留保資金、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額を補てんいたしております。

また、患者数につきましては、入院延患者数にあつては2万2,164人で、1日平均61人となっており、外来延患者数にあつては6万8,796人で、1日平均256人となっております。本年度も地域医療機関といたしまして、その役割を果たすとともに、経営面におきましても、欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付すものでございます。

また、同条第6項の規定によりまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出いたしております。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております各会計決算認定11件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第35号議案

日程第16. 第36号議案

日程第17. 第37号議案

日程第18. 第38号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第15、第35号議案から日程第18、第38号議案までの平成22年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第35号議案から第38号議案まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第35号議案平成22年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきまして申し上げますと、総務費におきまして、厳しい経済情勢が続く、法人市民税等の還付が増加しておりますことから、市税過年度還付金を1,440万円増額計上しております。

民生費におきましては、生活保護システム更新に伴う経費といたしまして1,420万円、平成23年2月に開催を予定しております「高齢者を地域で支えるシンポジウム」の経費といたしまして280万円、平成23年度における中間小学校内への学童保育所整備に向けての実施設計委託料といたしまして100万円をそれぞれ計上し、少子高齢化施策のさらなる充実を図ることといたしております。

次に、農林水産業費につきましては、地域交流センター・農産物直売所の駐車場整備工事費といたしまして2,600万円を計上するとともに、その開設準備委託料670万円を緊急雇用創出事業としまして労働費に計上し、平成23年4月開設に向けましての準備を進めてまいります。

土木費におきましては、通谷団地内道路における排水改良工事費として1,900万円、垣生公園の樹木植栽経費といたしまして800万円を計上し、市民の生活環境整備を図ってまいります。

教育費におきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の支給額改定に伴いまして870万円を追加計上するとともに、平成23年度に実施予定の市民図書館の改築工事に伴います実施設計委託料としまして940万円計上し、市民の生涯学習活動を推進することといたしております。

このような歳出に伴う歳入予算につきましては、地域交流センター・直売所建設事業の財源といたしまして、まちづくり交付金1,040万円、セーフティネット支援対策等事業費補助金1,020万円等、国庫支出金としまして2,480万円、緊急雇用創出事業交付金1,270万円等、また、県支出金といたしまして2,260万円、吉田ぼた山跡地に係る市有地売払収入としまして7,580万円、歳出に計上した事業に対する地方債としまして5,970万円をそれぞれ増額計上するとともに、財源調整としまして繰越金を2,370万円減額計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億6,220万円の補正予算を追加計上し、予

算の総額を歳入歳出それぞれ１６２億２，０５０万円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第３６号議案平成２２年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、総務管理費のうち、電算システム開発のための委託料といたしまして９２０万円を増額しております。

内訳を申し上げますと、全国で統一化される予定であります国民健康保険団体連合会とのデータ交換を行うシステム改修に係るものとして３８０万円、また、今年度から施行されました非自発的失業者の税を軽減するシステムに係るものとして５４０万円となっております。

次に、歳入といたしましては、先に申し上げました電子計算システム改修に係る特別調整交付金といたしまして９２０万円を増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ９２５万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億７，０７３万円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第３７号議案平成２２年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、人事異動により人件費を３４０万円増額するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道事業の区域拡大により受益者負担金を１５０万円増額し、また、地方債の制度改正により公共下水道事業債を１９０万円増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ３４０万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億３３６万円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第３８号議案平成２２年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、平成２１年度事業における地域支援事業費の確定に伴う償還金としまして、国庫償還金４０万円、支払基金償還金４７０万円、県償還金２０万円を計上いたしております。

次に、歳入としましては、歳出補正に伴う前年度繰越金５３０万円を計上いたしております。

以上によりまして、保険事業勘定の補正予算総額を歳入歳出それぞれ５３０万円増額し、サービス事業勘定を加えました予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億７，９０８万円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております補正予算４件に対する質疑は、９月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１９．第３９号議案

日程第２０．第４０号議案

日程第２１．第４１号議案

日程第２２．第４２号議案

日程第２３．第４３号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１９、第３９号議案から日程第２３、第４３号議案までの条例改正５件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第３９号議案から第４３議案まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第３９号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等により、実費に変動が生じていることが判明したことから、当該タンクの設置許可等に係る手数料の額をおおむね９％引き下げるものでございます。

なお、施行日につきましては、同政令の一部改正に合わせ、平成２２年１０月１日とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４０号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年３月３０日に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、屋内に設ける燃料電池発電設備において、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化の作業について一定の進捗が見られたことを踏まえまして、対象火気設備等としまして、これまでに実用化されている固体高分子型、リン酸型及び熔融炭酸塩型の燃料電池に、固体酸化物型の燃料電池を新たに位置づけるものでございます。

また、あわせて、省令の項番号が繰り下げられましたことに伴いまして、引用している部分の整備を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、固体酸化物型の燃料電池を加える規定にあつては、平成22年12月1日とし、施行日時点において現に設置され、または設置の工事がされている固体酸化物型の燃料電池発電設備で、改正後の中間市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものにつきましては、当該規定を適用しない旨の経過措置を設けております。

また、省令を引用している部分の改正にあつては、公布の日から施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第41号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成22年8月1日に児童扶養手当法施行令の一部改正が行われ、児童扶養手当の支給対象者に、いわゆる「ひとり親家庭の父」が含まれたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、所得制限に係る規定におきまして、児童扶養手当法施行令の規定中「母」を「母及び父」と読み替えて適用しておりましたが、同政令の改正により、その必要がなくなりましたことから、読み替える規定を削るものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第42号議案中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、遠賀川右岸に位置します第3市民広場、通称土手ノ内グラウンドを廃止するものでございます。

土手ノ内グラウンドにつきましては、市民の健康増進とスポーツ振興を図るため、国土交通省九州地方整備局から占用の許可を受け、公の施設としまして市民に開放しているところでございます。

しかしながら、本年10月から新日鐵堰の移転に伴う改良工事のため、同グラウンドを使用できなくなり、また、工事竣工後におきましても、グラウンドとして使用ができなくなることから、土手ノ内グラウンドを廃止する必要が生じたものでございます。

なお、施行日につきましては、グラウンドの占用許可が廃止されます平成22年10月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第43号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市民の健康保持に必要な医療を提供するために設置しております中間市立病院におきまして、現状の医療提供のみにとどまらず、市民が住みなれた場所で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉・介護のサービスを一体的に提供する地域包括医療・ケアを効果的かつ効率的に提供するため、国民健康保険診療施設として位置づ

けることに伴うものでございます。

国民健康保険診療施設におきましては、厚生労働省の国保予算によって、健康管理事業、施設の整備等が円滑に実施できるよう、さまざまな助成がなされるとともに、これらの地域包括医療・ケアなどの事業等を永年取り組むことにより、寝たきり老人の減少、施設ケアから在宅ケアへの移行、医療費の適正化などの成果が期待できるものであります。

このようなことから、市民及び国民健康保険被保険者の健康の保持増進並びに国民健康保険事業の健全な運営に寄与するものと考え、国民健康保険診療施設とするものでございます。

なお、改正の内容といたしましては、中間市病院事業の設置等に関する条例にあっては、中間市立病院を国民健康保険診療施設として機能させるために改正するものでございます。また、中間市国民健康保険条例にあっては、保健事業の条項において、病院設置の事業を加えるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正5件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第24．第44号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第24、第44号議案財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第44号議案財産の処分について、提案理由を申し上げます。

今回処分いたします財産につきましては、吉田ぼた山のふもとに位置します中間市岩瀬三丁目605番19及び605番20の2筆で、面積の合計は2万2,802平方メートルの市有地でございます。

今回の財産の処分におきましては、本年7月14日に市有地売却に係る一般競争入札の公告を行い、8月4日に入札を実施いたしました。この結果、遠賀郡水巻町の有限会社中央測量設計が7,588万円で落札をいたしましたので、同社と8月18日付で土地売買仮契約を締結いたしております。

このたびの契約の締結に当たりましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、1件の予定価格が2,000万円以上、かつ面積が5,000平方メートル以上である土地を売り払う場合においては、議会の議決が必要となっておりますことから、当該契約について、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第４４号議案に対する質疑は、９月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２５．第４５号議案

日程第２６．第４６号議案

日程第２７．第４７号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第２５、第４５号議案から日程第２７、第４７号議案までの市道路線関係３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第４５号議案から第４７号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、第４５号議案中間市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回廃止いたします路線は垣生公園１号線でございます。この市道は、旧社会福祉センター跡地の東側に位置し、仮称地域交流センター駐車場整備工事に伴い、いったん路線の廃止を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４６号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定いたします路線は３路線でございます。初めに、垣生公園１号線につきましては、仮称地域交流センター駐車場整備工事に伴い、廃止した垣生公園１号線の代わりとして再度認定するものでございます。

次に、離駒２１号線につきましては、土手ノ内一丁目地内の開発行為に伴い寄附採納を受けたものでございます。

最後に、岩瀬南２８号線につきましては、岩瀬南町第１団地の西側に位置し、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため、認定をするものでございます。

以上、３路線を市道として認定するもので、道路法第８０条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、新たに認定いたします道路の概要を申し上げますと、垣生公園１号線につきましては幅員９．５メートル、実延長４４メートルとなり、離駒２１号線につきましては幅員６メートル、実延長５７．８１メートルとなります。岩瀬南２８号線につきましては幅員６メートル、実延長２９．５メートルでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４７号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、垣生公園北側に位置する峯地１号線及び中間大橋西側に位置します砂山三軒屋線の２路線でございます。

まず、峯地1号線につきましては、仮称地域交流センター駐車場整備工事に伴い、起点位置が東側に移動するために区域の変更を行うものでございます。

次に、砂山三軒屋線につきましては、県道新延中間線の道路整備に伴いまして、接続部分が延長となり、区域変更を行うものでございます。

以上、2路線につきまして、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回変更いたします道路の概要を申し上げますと、峯地1号線につきましては幅員4.82メートル、実延長111.83メートルに、砂山三軒屋線につきましては幅員10.02メートル、実延長402.97メートルにそれぞれ変更するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております市道路線関係3件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第28. 陳情の件

○議長（井上 太一君）

次に、日程第28、陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情の件につきましては、所管の総務委員会に付託いたしますので、ご了承をお願いいたします。

日程第29. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第29、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び井上久雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 井 上 久 雄